

第84号議案

品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

公職選挙法の改正(平成29年6月21日公布、平成31年3月1日施行)により、区議会議員の選挙において、候補者の選挙運動のために使用するビラは、選挙管理委員会に届け出た2種類以内、4千枚まで頒布することができるようになり、当該ビラの作成については、条例で定めるところにより無料とすることができることとなった。

このことから、区議会議員選挙におけるビラの作成について、品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する必要がある。

2 主な改正内容

区長選挙におけるビラの作成と同様に、区議会議員選挙においても、候補者は、7円51銭に4千枚を上限とするビラの作成枚数を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができるものとし、この金額については、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して区が支払うこと(公費負担)とする。

公費負担の額

選挙の種類	限度額
区長選挙	7円51銭×16,000枚=120,160円
《新規》区議会議員選挙	7円51銭×4,000枚=30,040円

3 施行期日

平成31年3月1日から施行する。

4 新旧対照表

裏面のとおり。

新旧対象表

○品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項および第143条第15項の規定に基づき、品川区議会議員および品川区長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「自動車」という。)の使用、法第142条第1項第6号のビラ(品川区長の選挙の場合に限る。以下「ビラ」という。)の作成および法第143条第1項第5号のポスター(以下「ポスター」という。)の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項および第143条第15項の規定に基づき、品川区議会議員および品川区長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「自動車」という。)の使用、法第142条第1項第6号のビラ(以下「ビラ」という。)の作成および法第143条第1項第5号のポスター(以下「ポスター」という。)の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。</p>
第2条～第5条 (略)	第2条～第5条 (略)
<p>(ビラの作成の公費負担)</p> <p>第6条 候補者(品川区長の選挙の場合に限る。)は、7円51銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>(ビラの作成の公費負担)</p> <p>第6条 候補者は、7円51銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>